

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：32617

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26780018

研究課題名(和文) 執行府の憲法解釈権の構造の比較法的研究

研究課題名(英文) The comparative-law study of the constitutional interpretation right of the Executive

研究代表者

奥村 公輔 (OKUMURA, KOSUKE)

駒澤大学・法学部・准教授

研究者番号：40551495

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：まず、政府の憲法解釈権の憲法上の根拠を検討するために、フランスにおける政府(大統領及び内閣)の憲法解釈権に関する議論を検討した。これについての検討は不十分であり、日本法への示唆を得ることができなかった。次に、政府の憲法解釈と内閣法制局の憲法解釈との関係を検討するために、フランス、ベルギー及びルクセンブルクの CONSEIL D'ETAT の制度を明らかにし、その上で、フランス及びベルギーにおいては、政府は CONSEIL D'ETAT の憲法解釈に拘束されず、独自に憲法解釈を行い得ることを明らかにした。この比較法的視点から、わが国においても、政府は内閣法制局の憲法解釈に拘束されず、独自に憲法解釈を行い得ると結論付けた。

研究成果の概要(英文)：At first, to consider the constitutional basis of the constitutional interpretation right of the Executive in Japan, I examined the argument about the constitutional interpretation right of the Executive in France. The consideration about this point was insufficient and it wasn't possible to get suggestion to Japanese law. Secondly, to consider the relation between the constitutional interpretation of the Executive and the constitutional interpretation of Cabinet Legislation Bureau in Japan, I made the system of the Council of State in France, Belgium and Luxembourg clear. In addition, I made clear that in France and Belgium the Executive isn't bound to the constitutional interpretation of the Council of State and can do the constitutional interpretation by itself. By this viewpoint, it's concluded that in Japan the Executive isn't bound to the constitutional interpretation of the Cabinet Legislation Bureau and can do the constitutional interpretation by itself as well.

研究分野：憲法

キーワード：政府の憲法解釈 内閣法制局 CONSEIL D'ETAT

## 1. 研究開始当初の背景

(1)従来のわが国の憲法学は、政府が憲法解釈をしていることは認識し、これを認めてきたが、政府の憲法解釈権がどのような根拠で認められるのかについてはあまり関心を示してこなかった。すなわち、政府の憲法解釈権の規範的構造個々の立法手続に関する解釈論については従来のわが国の憲法学はほぼ無関心であったと言える。

(2)また、従来のわが国の憲法学は、政府の法制諮問機関である内閣法制局の示す憲法解釈については議論を蓄積してきたが、政府の憲法解釈と内閣法制局の憲法解釈がどのような関係にあるのか、すなわち、政府の憲法解釈は内閣法制局の憲法解釈に拘束されるのかどうかについて、規範的な議論を展開してこなかった。したがって、従来のわが国の憲法学は、政府の憲法解釈と内閣法制局の憲法解釈が事実上一体化していることを黙認し、それゆえに、政府の憲法解釈と内閣法制局の憲法解釈のそれぞれの規範的構造については全く議論の対象とはなっていなかった。

## 2. 研究の目的

(1)本研究は、まず、従来日本の憲法学説が検討してこなかった政府の憲法解釈権の規範的構造、すなわち、憲法上のどのような根拠によって政府の憲法解釈権が認められるかを明らかにすることを目的とする。

(2)本研究は、また、併せて、政府の憲法解釈と政府の法制諮問機関である内閣法制局の憲法解釈とがどのような関係にあるのか、すなわち、内閣法制局の憲法解釈に政府は法的に従わなければならないのかどうか、規範論的に検討することも目的とする。

## 3. 研究の方法

(1)第五共和制フランスにおいては、政府の法制諮問機関であるコンセイユ・デタ行政部が、フランス憲法第39条第2項に基づいて、政府提出法律案について政府により義務的に諮問される際や、また、行政裁判法典の規定によって法律問題について政府によって諮問される際に憲法解釈を示してきた。一方で、政府を構成する大統領や内閣は、独自に憲法解釈を行っており、政府は必ずしもコンセイユ・デタ行政部の示す憲法解釈に従うわけではない。すなわち、フランスにおいては、政府の憲法解釈権の根拠や、政府の憲法解釈とコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈との関係について、実務上及び学問上の議論の蓄積がある。したがって、本研究は、フランスに

おける政府の憲法解釈権の規範的構造や、政府の憲法解釈とコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈との関係について研究し、日本法への示唆を検討する。

(2)次に、政府の法制諮問機関である内閣法制局は、明治初期の参事院にその起源を見出すことができるが、この参事院は、フランス第三共和制のコンセイユ・デタにその範を採っている。そして、フランスのコンセイユ・デタは、他のヨーロッパ諸国にも影響を与え、現在の多くのヨーロッパ諸国においてもフランスのコンセイユ・デタと同様の機関を置いている。特に、ベルギーとルクセンブルクのコンセイユ・デタは、フランスのコンセイユ・デタの影響を強く受けている。そこで、ベルギーとルクセンブルクのコンセイユ・デタの権限、とりわけ、それぞれのコンセイユ・デタの憲法解釈を研究することによって、政府の法制諮問機関についての各国横断的な検討をし、わが国における内閣法制局の憲法解釈のあり方についての示唆を検討する。

## 4. 研究成果

(1)主要な成果の第一として、ベルギーのコンセイユ・デタの詳細について明らかにしたことが挙げられる。まず、奥村公輔「ベルギーのコンセイユ・デタ立法部関係法令集」駒澤法学14巻3号(2015年)23-48頁において、フランスのコンセイユ・デタ行政部に相当するベルギーのコンセイユ・デタ立法部に関する法令翻訳を行った。その上で、奥村公輔「ベルギーにおけるコンセイユ・デタ立法部による事前統制と憲法裁判所による事後統制」駒澤法学14巻4号(2015年)61-88頁において、コンセイユ・デタ立法部が政府提出法律案について諮問された際にコンセイユ・デタが示した意見・憲法解釈について、政府は拘束されないことを明らかにした。さらに、本稿では、ベルギーのコンセイユ・デタ立法部は一般的な法律問題については政府によって諮問されえないことを明らかにし、さらに、ベルギーのコンセイユ・デタ立法部の憲法解釈と憲法裁判所の憲法裁判所が相互に影響を与えていることも明らかにした。本稿は、その後公刊された曾我部真裕・田近肇(編)『憲法裁判所の比較研究』(信山社、2016年)〔193-215頁〕において、加筆修正をした上同タイトルで収録されている。このような研究成果によって、日本やフランスにおける政府の憲法解釈と政府法制諮問機関の憲法解釈との関係についての比較法的視点を得ることができた。

(2)主要な成果の第二として、フランスのコンセイユ・デタ行政部の詳細と、政府の憲法解釈とコンセイユ・デタ行政部の解釈との関係を明らかにすることができたことが挙げ

られる。まず、奥村公輔『立法手続と権力分立』(信山社、2016年)の「第2章 フランスにおけるコンセイユ・デタへの諮問手続とその裁判的統制」[45-85頁]において、フランスのコンセイユ・デタ行政部の権限の詳細を明らかにした。そして、奥村公輔「フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部」レファレンス783号(2016年)87-107頁においては、政府の憲法解釈とコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈との関係を検討し、政府はコンセイユ・デタ行政部の憲法解釈に従う必要はなく、政府は独自に憲法解釈をすることができることを明らかにした。ただし、政府の憲法解釈権、すなわち、大統領の憲法解釈権と内閣の憲法解釈権の根拠についての詳しい検討を行うことはできなかった。とはいえ、フランスにおいても、ベルギーと同様に、政府はコンセイユ・デタ行政部の示した憲法解釈に拘束されないという共通項を見出したことには大きな意義がある。なお、2015年2月27日に、国立国会図書館調査及び立法考査局の説明聴取会において、「憲法の有権解釈機関としてのコンセイユ・デタ」と題する報告を行った。その際、同調査局の専門調査員・調査員と有意義な質疑応答を行うことができた。本稿はこの説明聴取会での報告を基にしている。

(3)ルクセンブルクのコンセイユ・デタに関しては、その詳細を調査・検討するための文献が見当たらず、以下の関係法令集を邦訳するとどまっていたが、その制度の概要を理解することができた。奥村公輔「ルクセンブルクのコンセイユ・デタ関係法令集」駒澤大学法学部研究紀要73号(2015年)43-56頁。

(4)以上のようにフランス・ベルギー・ルクセンブルクについての比較法的研究を行うことはできたが、そこから得られた知見を基に日本法の分析を行った論稿を公表することはできなかった。現在、その公表に向けて論稿を鋭意執筆中である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

(1)奥村公輔、フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部、レファレンス783号、2016年、87-107頁、URL：[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9957300\\_po\\_078305.pdf?contentNo=1&alternativeNo=0](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9957300_po_078305.pdf?contentNo=1&alternativeNo=0)

(2)奥村公輔、ベルギーのコンセイユ・デタ立法部関係法令集、駒澤法学14巻3号、2015年、23-48頁、URL：

<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/34897/rhg014-3-03-okumura.pdf>

(3)奥村公輔、ベルギーにおけるコンセイユ・デタ立法部による事前統制と憲法裁判所による事後統制、駒澤法学14巻4号、2015年、61-88頁、URL：<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/34902/rhg014-4-03-okumura.pdf>

(4)奥村公輔、ルクセンブルクのコンセイユ・デタ関係法令集、駒澤大学法学部研究紀要73号、2015年、43-56頁、URL：<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/34849/jhg073-02-okumura.pdf>

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

(1)曾我部真裕=田近肇(編)=芦田淳=井上武史=奥村公輔=ペドリサ・ルイス共著、信山社、憲法裁判所の比較研究 フランス・イタリア・スペイン・ベルギーの憲法裁判、2016年、316頁〔第I部第4章ベルギー憲法裁判所〔77-110頁〕、第II部第9章ベルギーにおけるコンセイユ・デタ立法部による事前統制と憲法裁判所による事後統制〔193-215頁〕、第III部〔資料〕憲法裁判所関係法令 4 ベルギー〔283-299頁〕を担当〕

(2)奥村公輔、信山社、立法手続と権力分立、2016年、328頁

〔産業財産権〕  
出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

2015年2月27日に、国立国会図書館調査及び立法考査局の説明聴取会において、「憲法の有権解釈機関としてのコンセイユ・デタ」と題する報告を行った

## 6．研究組織

### (1)研究代表者

奥村 公輔 (OKUMURA KOSUKE)

駒澤大学・法学部・准教授

研究者番号：40551495

### (2)研究分担者

なし

### (3)連携研究者

なし